

## 設計図書等に関する質問回答（令和 8 年 5 月 1 1 日発注分）

| 業 務 名 |     | 重複多剤服薬通知及び保健指導業務委託（単価契約）                                                                                                                                                                                               |
|-------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1     | 質 問 | 仕様書 4 (1)①同一効能の薬の定義について<br>「薬価基準収載医薬品コードの上 7 桁、または薬理作用が同一であるもの」を同一効能であると定義してもよろしいでしょうか。もし、認識に相違がございましたら定義をご教示いただけますと幸いです。                                                                                              |
|       | 回 答 | 「薬価基準収載医薬品コードの上 7 桁」が同一のものは同一効能と定義します。薬理作用が同一であるものは、同一効能とはみなしません。                                                                                                                                                      |
| 2     | 質 問 | 仕様書 4 (3)③コールセンターの設置について<br>専用の電話とは「明石市専用」という意味ではなく、「問い合わせ専用の番号」という認識で相違ないでしょうか                                                                                                                                        |
|       | 回 答 | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                            |
| 3     | 質 問 | 仕様書 5 (2)訪問指導対象者リストについて<br>前年度「電話指導対象者リスト」及び「訪問指導対象者リスト」の人数（架電数及び訪問者数）をご教示いただけますでしょうか。                                                                                                                                 |
|       | 回 答 | 令和 7 年度は電話指導対象者 4 6 9 名のうち 1 3 6 名について架電指導を行い、訪問指導対象者 8 1 名のうち 2 9 名について訪問指導を実施しました。                                                                                                                                   |
| 4     | 質 問 | 仕様書 5 保健指導業務の内容(3)電話及び訪問指導について<br>「対象者抽出業務を担当した医療専門職」の定義についてご教示ください。<br>例えば、仕様書に定められた条件で自社システムを介して対象者リストを作成した場合、作成された対象者リストについて電話指導、訪問指導を実施する予定の医療専門職が事前に対象者リストの抽出条件、掲載内容等を確認した上で指導する場合は、「対象者抽出業務を担当した専門職」となりえますでしょうか。 |
|       | 回 答 | お見込みのとおりです。<br>ただし、対象者を抽出する過程において薬剤師等医療専門職の意見が必要な場合に、医療専門職が介在できる体制を設けてください。                                                                                                                                            |
| 5     | 質 問 | 仕様書 5 保健指導業務の内容(3)電話及び訪問指導について<br>上記質問 4 の認識で相違ない場合で、架電担当者と訪問担当者が別の者になっても構わない、という理解で相違ないでしょうか。                                                                                                                         |
|       | 回 答 | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                            |
| 6     | 質 問 | 仕様書 5 保健指導業務の内容(3)電話及び訪問指導について<br>指導担当者は、重複多剤指導経験を有する管理栄養士を含めた、薬剤師・看護師・管理栄養士混成の体制とすることは可能でしょうか。                                                                                                                        |
|       | 回 答 | 可能です。                                                                                                                                                                                                                  |

|              |     |                                                                                                                     |
|--------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7            | 質 問 | 仕様書 5 保健指導業務の内容(3)電話及び訪問指導について<br>訪問指導につきまして、1 回目の訪問で不在だった場合、2 回目を電話とすることは可能でしょうか。                                  |
|              | 回 答 | 可能です。<br>ただし、その場合は訪問指導数ではなく、架電指導数でのカウントとなります。                                                                       |
| 8            | 質 問 | 仕様書 5 保健指導業務の内容(3)電話及び訪問指導について<br>医療専門職が担当する業務は事前に申請し、受託金額の 2 分の 1 未満の金額の範囲内であれば再委託可能という理解ですが相違ないでしょうか。             |
|              | 回 答 | 医療専門職が担当する業務のうち、保健指導は受託金額の 2 分の 1 未満の金額の範囲内であれば再委託可能です。<br>ただし、対象者の抽出やリストの作成などの総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分については、再委託できません。 |
| 以下、質問はありません。 |     |                                                                                                                     |